

様式第3（第7条関係）



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	115
※備考	

変更届出書

令和7年2月12日

埼玉県知事様

- ・名 称:株式会社そごう・西武
代表者:代表取締役 劉 勁
所在地:東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
- ・名 称:株式会社西武リアルティソリューションズ
代表者:代表取締役 齋藤 朝秀
所在地:東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
- ・名 称:株式会社みずほ銀行
代表者:代表取締役 加藤 勝彦
所在地:東京都千代田区大手町一丁目5番5号
- ・名 称:所沢市
代表者:市長 小野塚 勝俊
所在地:埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
- ・名 称:ワルツ所沢共有組合
代表者:理事長 深井 保壽
所在地:埼玉県所沢市日吉町12番1号
- ・名 称:大栄不動産株式会社
代表者:代表取締役 石村 等
所在地:東京都中央区日本橋室町一丁目1番8号
- ・名 称:東京ナイロン商事株式会社
代表者:代表取締役 安藤 康成
所在地:東京都足立区千住二丁目22番地
- ・名 称:株式会社スエーニョ
代表者:代表取締役 藤田 誠二
所在地:埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込1125番地1
- ・名 称:株式会社三井住友銀行
代表者:代表取締役 福留 朗裕
所在地:東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ワルツ(WALTZ)
 所在地 埼玉県所沢市日吉町12番1号

2 変更しようとする事項

(1)大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

No.	駐車場の種類	(変更前) 届出駐車台数	(変更後) 届出駐車台数	変更前後差異	位置	
1	ワルツ駐車場	106	—	106	0	別添図面
2	タイムズ所沢駐車場	61	—	61	0	図2(P.12)、
3	グランエミオ所沢駐車場	60	—	60	0	図3(P.13)、
4	北斗パーキング所沢久米駐車場	38	—	38	0	図4(P.14)、
5	K'sパーク東住吉駐車場	47	—	47	0	図5(P.15)、
6	K'sパーク東住吉第8駐車場	19	廃止	0	-19	図6(P.16)
7	K'sパーク東住吉第7駐車場	12	解消	0	-12	参照
8	K'sパーク東町第8駐車場	33	—	33	0	
9	市営元町地下駐車場	50	増車	81	31	
合 計		426		426	0	単位：台

駐車台数の内訳詳細は以下のとおりとなります。

【①届出駐車場変更前後対照表】

<変更前>

No.	駐車場の種類	総収容台数	ワルツ用 届出駐車台数	一般供用 駐車台数	位置
1	既設 ワルツ駐車場	121	106	15	別添図面
2	既設 タイムズ所沢駐車場	176	61	115	図2(P.12)、
3	既設 グランエミオ所沢駐車場	※1 495	60	73	図3(P.13)、
4	既設 北斗パーキング所沢久米駐車場	45	38	7	図4(P.14)、
5	既設 K's パーク東住吉駐車場	55	47	8	図5(P.15)、
6	既設 K's パーク東住吉第8駐車場	22	19	3	図6(P.16)
7	既設 K's パーク東住吉第7駐車場	14	12	2	参照
8	既設 K's パーク東町第8駐車場	39	33	6	
9	既設 市営元町地下駐車場	123	50	73	
合 計		1090	26	302	単位：台

<変更後> 表① 各対象駐車場における届出台数等

No.	駐車場の種類	総収容台数		ワルツ用 届出駐車台数		一般供用 駐車台数		位置
			差異		差異		差異	
1	既設 ワルツ駐車場	121	0	106	0	15	0	別添図面
2	既設 タイムズ所沢駐車場	176	0	61	0	115	0	図2(P.12)、
3	既設 グランエミオ所沢駐車場	※1 495	0	60	0	73	0	図3(P.13)、
4	既設 北斗パーキング所沢久米駐車場	45	0	38	0	7	0	図4(P.14)、
5	既設 K's パーク東住吉駐車場	55	0	47	0	8	0	図5(P.15)、
6	既設 K's パーク東住吉第8駐車場	22	22	0	-19	22	+19	図6(P.16)
7	既設 K's パーク東住吉第7駐車場	14	14	0	-12	14	+12	参照
8	既設 K's パーク東町第8駐車場	39	0	33	0	6	0	
9	既設 市営元町地下駐車場	123	0	81	+31	42	-31	
合 計		1090	36	426	0	302	0	単位：台

※1：グランエミオ所沢駐車場の届出駐車場は362台となります。ワルツ用届出駐車台数No.1～9の合計の

欄に含んでおりません。

表② 表①に対する届出台数の根拠等

No.	駐車場の種類		届出台数の根拠等
1	既設	ワルツ駐車場	ワルツ自己管理駐車場
2	既設	タイムズ所沢駐車場	変更なし
3	既設	グランエミオ所沢駐車場	変更なし
4	既設	北斗パーキング所沢久米駐車場	変更なし
5	既設	K's パーク東住吉駐車場	変更なし
6	既設	K's パーク東住吉第8駐車場	今回廃止
7	既設	K's パーク東住吉第7駐車場	今回提携解消
8	既設	K's パーク東町第8駐車場	変更なし
9	既設	市営元町地下駐車場	所沢市からの届出許可台数を適用

【②届出台数の移行の考え方：市営元町地下駐車場に係る届出台数の余力算出にあたって】

- ・将来的には、ワルツ（以下「本施設」）用駐車場は隣接するエミテラス所沢駐車場へ可能な範囲で集約化を図りたいのですが、開業から1年未満の広域集客型施設であるため1～2年の駐車場利用状況を把握した上で、当該施設の所有者と協議することとなっております。そのため、所沢市より今回移行先の「9 市営元町地下駐車場」を一時的に届出駐車場として使用することに了承を得ております。
- ・「9 市営元町地下駐車場」について、本施設が使用する直近の月台数は平均5.8台であり、特に繁忙期（令和6年6月及び7月）の月台数はそれぞれ7台となります。総収容台数123台の内月平均5.8台、1日あたりの利用は0.19台となり、影響は少ないと考えます。
今回廃止となる「6 K'sパーク東住吉第8駐車場」及び提携解消となる「7 K'sパーク東住吉第7駐車場」の全体利用者のうち、本施設利用者の実績比率21.1%となります。
この実績比率21.1%を用いて、「9 市営元町地下駐車場」の総収容台数123台を積算すると26台となり、この台数と繁忙期の7台を足すと33台となり、今回届出の合計81台（50台+31台）を上回る可能性は低いと考えます。

(2)大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

No.	駐車場の種類	(変更前) 利用できる時間帯	(変更後) 利用できる時間帯
1	ワルツ駐車場	午前9時45分～午後10時	午前9時45分～午後10時
2	タイムズ所沢駐車場	2 4時間	2 4時間
3	グランエミオ所沢駐車場	2 4時間	2 4時間
4	北斗パーキング所沢久米駐車場	2 4時間	2 4時間
5	K'sパーク東住吉駐車場	2 4時間	2 4時間
6	K'sパーク東住吉第8駐車場	2 4時間	—
7	K'sパーク東住吉第7駐車場	2 4時間	—
8	K'sパーク東町第8駐車場	2 4時間	2 4時間
9	市営元町地下駐車場	午前7時～午後11時	午前7時～午後11時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

No.	駐車場の種類	(変更前) 出入口の数	(変更後) 出入口の数	位置
1	ワルツ駐車場	入口1箇所、出口1箇所	入口1箇所、出口1箇所	別添図面 図2(P.12)、 図3(P.13)、 図4(P.14)、 図5(P.15)、 図6(P.16) 参照
2	タイムズ所沢駐車場	入口1箇所、出口1箇所	入口1箇所、出口1箇所	
3	グランエミオ所沢駐車場	出入口2箇所	出入口2箇所	
4	北斗パーキング所沢久米駐車場	出入口2箇所	出入口2箇所	
5	K'sパーク東住吉駐車場	出入口1箇所	出入口1箇所	
6	K'sパーク東住吉第8駐車場	入口1箇所、出口1箇所	—	
7	K'sパーク東住吉第7駐車場	入口1箇所、出口1箇所	—	
8	K'sパーク東町第8駐車場	入口1箇所、出口1箇所	入口1箇所、出口1箇所	
9	市宮元町地下駐車場	出入口2箇所	出入口2箇所	
合 計		入口5箇所、出口5箇所 出入口7箇所	入口3箇所、出口3箇所 出入口7箇所	

3 変更する年月日

令和7年2月21日

4 変更する理由

K'sパーク東住吉第8駐車場の廃止及びK'sパーク東住吉第7駐車場の提携解消に伴う変更

5 以下に掲げるもののうち、上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別添「小売業者一覧」(P.10) 参照

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

25,031㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

①駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
別添図面 図2(P.11)、図7(P.16) 参照	269台

②荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
別添図面 図8(P.17) 参照	310㎡

③廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
別添図面 図8(P.17) 参照	43.4㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時00分から午後8時30分

②荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前4時～午後10時